

**第 8 期東大阪市障害福祉計画・
第 4 期東大阪市障害児福祉計画策定業務仕様書**

- 1 業務名 第 8 期東大阪市障害福祉計画・第 4 期東大阪市障害児福祉計画策定業務
- 2 目的
本業務は、障害者総合支援法、児童福祉法及び国の基本指針に基づき、第 8 期障害福祉計画、第 4 期障害児福祉計画を策定することを目的とする。策定にあたっては、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう、市民等に対する調査など地域の実情を分析したうえで目標や確保策を定めるものとし、これに必要な支援について業務委託を行う。
- 3 委託期間 契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 受託者の義務 受託者は作業を円滑に進めるために、委託者と密接に連絡を取り、受託者は委託者からの依頼や疑義回答などの報告及び提出期限を遵守すること。
- 5 業務概要 上記計画を策定するため、本市障害福祉事業の分析、資料収集、企画立案、関係機関検討会議の運営等の支援業務の実施
- 6 委託業務内容
 - (1) アンケート調査に係る調査・分析等の事務処理
 - ①計画を策定するための基礎的資料とするため、市民の現状やニーズを把握する調査票及び障害福祉サービス等を運営する法人への意識や課題を把握する調査票の原案を作成する。
 - ②送付用及び返信用封筒の作成
 - ③アンケート調査票の発送、回収、集計
発送用郵送料・返信用郵便料は受託者が負担する。なお、宛名タックシールは市が作成する。
 - ④圏域毎の地域診断及び課題抽出を含めた上記アンケート結果の分析、市から提示のあったデータの分析や現行計画策定時の結果からの動向分析
 - (2) 障害福祉における施策の現状分析及び課題の抽出
計画策定に必要となるデータの収集及び分析をし、本市障害福祉施策の現状を整理、分析するとともにその傾向等を踏まえ課題の抽出を行う。また、各事業の事業体系ならびに運用について点検を行い、第 6 次大阪府障がい者計画と整合性をもたせるため必要に応じて見直しを行う。
 - (3) 人口、障害者数、障害福祉サービス等支給決定者数及び障害福祉サービス等の利用実績の現状分析、課題抽出及び見込量の作成
障害福祉サービス及び児童発達支援等の支給量実績データを整理・分析するとともにその傾向等を踏まえ、見込量の推計にあたって必要となるデータ作成を行う。
 - (4) 東大阪市障害者計画等策定合同会議（6 回程度）への出席、資料（会議資料、議事録）の作成
※議事録及び資料等は電子メールにて市へ提出のこと

(5) (1)～(3)のデータを活用し、(4)などの議論をふまえ、具体的施策の提案及び助言など計画策定の支援。ただし、国や大阪府等で方向性が示されているものをふまえること。

(6) 成果物納品

- ①アンケート結果報告書・・・令和8年7月下旬
電子データ
- ②計画原稿・・・・・・・・・・令和8年12月中旬、令和9年1月下旬
電子データ
- ③計画書本編・・・・・・・・・・令和9年3月下旬
電子データ（モノクロ但し表紙・裏表紙はフルカラー）
- ④計画概要版・・・・・・・・・・令和9年3月下旬
電子データ（フルカラー A4×4ページ両面印刷）
- ⑤計画分かりやすい版・・・令和9年3月下旬
電子データ（フルカラー）

アンケートは下記3種類作成。

【市民向けアンケート】（るびあり） 2種類

対象者

- A 障害者（18歳以上） 3,400通
- B 障害児（18歳未満） 600通

※アンケートは無記名であるが、日常生活圏域ごとに集計できるよう、アンケートに圏域名をシール等で表記。

※計画策定にあたり他にアンケート項目に必要な追加すべき項目があれば追加すること。

※前回本市のアンケート項目内容や項目数について見直すこと。

【事業者向けアンケート】（るびなし） 1種類

対象者

- C 障害福祉サービスや児童発達支援を運営する法人等 300通（電子メール）

※電子データはPDFファイル及び編集可能な形式（Word、Excel）で納品すること

※成果品については、受託者において責任をもって校正したのち、市の確認を受けること

7 業務遂行における運営管理

(1) 実施体制の確保・運営管理

受託者は、円滑に事務が進められるよう、実施体制及び実施スケジュール（工程表）を作成し、十分な実施体制と実施スケジュールで臨むこと。本市との連絡調整担当者を必ず配置し、本業務の遂行にあたっては、進捗状況の報告や本市との意見交換などを定期的に行うこと。また、本市の求めに応じて打ち合わせを行うこととし、打ち合わせの議事録は受託者が作成し、本市に速やかに共有すること。

(2) 国や他市の情報収集

国、他市の動向や取組事例について、本市へ情報提供をすること。国の動向により、本業務の内容等について変更が生じる際は、本市との協議のうえ、方向性を決定すること。

8 その他

- (1) 成果品の著作権は本市に帰属するものとする。また本市の許可なく成果品を他に利用、公表又は貸与してはならない。
- (2) 再委託は原則として禁止する。
- (3) この契約に関し業務上知りえた事項を漏らしてはならない。また個人情報記録された資料を承諾を受けずに複製・利用してはならない。
- (4) 受注者が業務の履行に要する費用については、全て受注者の負担とする。
- (5) 業務完了後に受注者の責に帰すべき事由による成果品の不備や不良があった場合は、受注者は速やかに発注者の指示に従い、修正等の措置を受注者負担で行うこと。
- (6) その他契約書及び仕様書の定めのないものについては、その都度、双方協議し、誠意をもってこれにあたること。